

平成 20 年 10 月 9 日

株主各位

シーシーエス株式会社
代表取締役社長 米田 賢治

第 15 回定時株主総会招集ご通知提供書面の「重要な後発事象」の追加事項について

株主の皆様には平成 20 年 10 月 8 日付にて第 15 回定時株主総会招集ご通知をお送りさせていただきました。その中の提供書面に記載しております「個別注記表」について、「重要な後発事象」の追加事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

平成 20 年 10 月 9 日開催の当社取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己の株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己の株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己の株式を取得するものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 500株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.44%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 平成20年10月10日～平成21年1月31日 |

(ご参考) 平成20年10月9日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 20,480株

自己株式 150株

以上